

## 箕面市障害者市民施策推進協議会 差別解消法部会 結果報告書

会議名：令和2年度箕面市障害者市民施策推進協議会

第1回障害者差別解消法部会

日時：令和3年（2021年）3月22日（月）午後2時30分～4時30分

場所：総合保健福祉センター 会議室4

出席者：構成員5名、事務局3名

傍聴者：なし

協議内容：下記のとおり

### 1. 冒頭

◆事務局より配布資料と時間配分を確認。

### 2. 各案件

#### 【案件1】障害者差別解消法にかかる相談事例について

◆事務局から資料1に基づき報告。

◆以下の意見があった。

- ・ かなり理解が欠けていると感じる。優先度で決めるものではなく、日常生活の中で必要になるもの。
- ・ 置く前に話をすべきだったし、置くとどうなるかを知らせるべきだった。
- ・ 車椅子で検査に行った際、配慮が足りないと感じることもあった。
- ・ 病院に関しては不快・不満といった声をよく聞くので、これ以外にももっと多くの事例があるはず。直接言っていない人が多いと思う。
- ・ 差別相談の8割方は府の窓口に寄せられ、市町村に届いていない。身近すぎで言いづらいのかもしれない。
- ・ 差別解消法にかかる相談と言われるとハードルが高い。困りごとのレベルで声を集める工夫が必要。
- ・ 大阪府では多くの事案を集め、様々な角度から検証し理解を深めているのでそれを学ぶべき。事案はあくまでその一端が表面化しているだけ。相談に対応するだけでなく、差別意識に対する本質的な理解が必要。
- ・ 今回の事案はなぜ環境の整備という分類なのか。
  - （事務局）それぞれはつきりとは区別できないものと考えているが、国や大阪府へはこの4カテゴリーのいずれかに分類して報告する形になっている。不特定多数に対して行うハード面の整備等が環境の整備にあたり、その上で個別の求めに応じて対応することが合理的配慮の提供とされている。今回の事例は不特定多数の車椅子のかたに対するものと考え環境の整備に分類した。

- ・ 今回の事案は、もともとERにあった車椅子トイレがある日突然使えなくなったというもの。障害がない人で言うと、いきなりトイレが撤去されたのと同じ。不当にトイレと言う環境を奪われた事象であり、差別的取り扱いにあたると感じる。
  - （事務局） 不当な差別的取扱いは、正当な理由なくサービスを制限して権利を奪うもの。当たり前に使っていたトイレが奪われたという意味では権利を奪われた、制限を受けたとも取れる。最終的に府へ報告する際のカテゴリ分類としてどうすべきは確認する。
- ・ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供のほうが重厚に感じられ、環境の整備と言われると相談として軽んじられたとってしまう可能性がある。一般的な感じ方とこの分類の定義が違う可能性があるので、その定義を確認したい。
  - （事務局） この分類に関わらず全てが差別事案であることに変わりはない。定義については確認し次回にご説明する。

## 【案件2】 障害者差別解消法に基づく取り組みについて

- ◆事務局から資料2、3に基づき説明。
- ◆以下の意見があった。
  - ・ 福祉系の団体にアンケートをとるのも声を集める一つの方法だと思う。
  - ・ 相談支援事業所が中間的な受け皿になるほうが言いやすいのではないか。事業所とのさらなる連携が必要。
  - ・ この部会が法で言う地域協議会の位置づけであるなら、機能を拡充してほしい。事業所の代表など、外部のかたも呼んで幅広い層の人も参加すべき。
  - ・ 研修はイベント的な取扱いにするなど、これまで参加していなかった人が参加するための工夫を。人権フォーラムの一部にするのもいいと思う。
  - ・ 広報は一過性でなく継続的にすべき。
  - ・ 大阪府に学び、事例を集めて検討をすべき。大阪府も支援すると聞いているので、専門家を招くなどして勉強会などの場を設けてほしい。
  - ・ ツイッターやLINEなど、より市民に密着したアクセスしやすいツールの活用を。箕面市の公式LINEでの配信もよいと思う。
  - ・ 若者は電話での相談は嫌がっている。電話は必然的に濃厚なやり取りになり、それがつらい人もたくさん居る。googleフォームを箕面市のHPに埋め込み、そのURLを拡散するのがよいと思う。
  - ・ ホームページはトップページに載せないと見つけられない。
  - ・ 第6期障害福祉計画の策定における保健医療福祉総合審議会の答申においても、特に留意すべき事項として差別解消の取り組みが挙げられている。令和3年度からぜひ取り組みを強化してもらいたい。

**【案件3】 その他**

- ・ 大阪府障がい者差別解消条例の改正について
- ◆ 事務局から以下のとおり説明。
  - ・ 4月1日付けで大阪府の条例が改正され、事業所による合理的配慮が義務化される。今後大阪府と連携し、周知啓発を検討していく。

以上